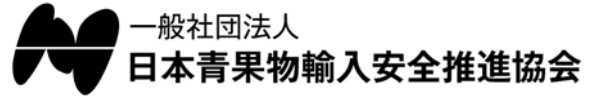


日青協ニュース

NISSEIKYO NEWS



東京都千代田区神田和泉町1丁目 12-16

末広ビル

電話 03(5833)5141

No.809

平成 26 年 9 月 5 日

印刷所 ニチエイプリント

平成 25 年度輸入食品監視指導計画の監視指導結果 及び輸入食品監視統計の公表 / 厚生労働省

平成25年度の「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」と「輸入食品監視統計」が公表されましたのでその概要をお知らせします。なお、詳細は厚生労働省ホームページの輸入食品のサイトに掲載されています。

1. 輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (食品輸入の概要)

平成25年度中に届出された輸入食品の件数は2,185,480件で前年比0.2%の増加でした。逆に輸入重量は30,982千トンで3.7%の減少でした。これらに対し9.2%に当たる201,198件の検査を行い、1,043件(延べ1,085件)の法違反が発見されました。これは届出件数の0.05%に相当します。

(検査の概要)

モニタリング検査

平成25年度のモニタリング検査状況は、延べ95,730件を実施し、食品衛生法に適合しないものは152件(延べ158件)でした。このうち、果物を含む農産食品については、20,874件の検査が行われ食品衛生法に適合しないものは53件(0.25%)でした。

この結果、モニタリング検査強化となった果物は次のとおりです。

- | | |
|-------------------------------|-----------------------|
| ① 中国産レイシ(4-クロロフェノキシ酢酸、トリアゾホス) | ⑥ セルビア産おうとう(フルトリアホール) |
| ② タイ産パパイヤ(PRSV-SC) | ⑦ 台湾産ポンカン(ジフェノコナゾール) |
| ③ オーストラリア産オレンジ(ジウロン) | ⑧ チリ産ブルーベリー(インドキサカルブ) |
| ④ フィリピン産バナナ(フィプロニル) | ⑨ メキシコ産グアバ(シペルメトリン) |
| ⑤ ペルー産バナナ(フィプロニル) | |

モニタリング検査強化後検査命令へ移行した果物はありませんでした。

検査命令

検査命令の対象となった品目は92品目で、59,543件が検査命令により検査され、食品衛生法に適合しないものは351件(延べ354件)でした。

(食品衛生法違反の状況)

違反の理由別にみると次のとおりでした。

- ① 有毒・有害物質及び病原微生物に係る違反が272件と最も多く、主な違反事例をみると米国のとうもろこしや中国の落花生からのアフラトキシン、イタリアの生ハムのリステリア菌などが違反上位でした。
- ② 次いで冷凍食品等の微生物規格に係る違反が225件、中国、タイ、インドネシアなどの食品に見られました。
- ③ 添加物に係る違反が3番目に多く184件、主な違反事例は中国の農産加工品の保存料使用基準違反、イタリアの菓子類への指定外添加物の使用、トルコでは乾燥果実の保存料使用基準違反でした。
- ④ 残留農薬に係る違反は140件で、主な違反事例をみると中国のウーロン茶がフィプロニル、タイのとうがらしのトリアゾホスや韓国のとうがらしのジフェノコナゾールが違反上位でした。
- ⑤ 以下、腐敗・変敗・異臭及びカビ発生などの違反68件、残留動物用医薬品57件、器具又は容器包装の違反56件、おもちゃ規格の違反が7件の順でした。

(海外からの食品衛生問題発生情報に基づく緊急対応)

海外での食中毒の発生や違反食品の回収等の情報に基づき、次の食品について輸入時の監視体制の強化及び国内の流通状況の調査など緊急時の対応が行われました。

- ① トルコにおけるタヒニごまペーストのサルモネラ属菌汚染
- ② フランス及び米国におけるナチュラルチーズのリステリア菌汚染

(輸出国における衛生対策の推進)

検査命令やモニタリング検査強化となった食品について、輸出国政府に対し、二国間協議等を通じて違反原因の究明や再発防止対策を講じるよう要請しました。このうち、残留農薬や牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)の問題など、輸出国における生産、加工段階での衛生対策の確認が必要な場合には、輸出国へ専門家を派遣し、現地調査が行われました。

- ① アイルランド産牛肉(BSE)
- ② 米国産牛肉(BSE)
- ③ デンマーク産チーズ(病原微生物)

(輸出国事前調査)

平成21年度より、新たな取組として、問題発生の未然防止の観点から、輸出国における衛生対策について、計画的な情報収集、現地調査が行われています。平成25年度においては、オランダ、韓国、ペルー、南アフリカ及びメキシコについて事前調査を実施し、輸出国政府、生産者及び製造者の取組状況について調査が行われました。

(輸入者への自主的な衛生管理の実施指導)

検疫所の輸入食品相談指導室における平成25年度の輸入前指導(いわゆる輸入相談)実績をみると、23,903 件の輸入相談を実施し、このうち事前に食品衛生法に適合しないことが判明した事例は354件(延べ397件)でした。法に適合しない事例を内容別にみると、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準違反が延べ196件(49.4%)が最も多く、次いで指定外添加物の使用違反の延べ186件(46.9%)でした。

2. 輸入食品監視統計

(概況)

平成25年度における食品等の届出件数は2,185,480件、届出重量は30,982,370トンでした。検査は届出件数の9.2%にあたる201,198件について実施され、内訳は、行政検査60,599件、登録検査機関検査147,852件(うち、検査命令59,543件)、外国公的検査機関検査4,493件でした。このうち1,043件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられました。これは届出件数の0.05%に相当します。

検疫所別に届出件数をみると、東京の598,811件(27.4%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで成田空港の288,735件(13.2%)、大阪275,392件(12.6%)、横浜204,180件(9.3%)、川崎118,506件(5.4%)、名古屋116,598件(5.3%)、神戸100,868件(4.6%)、福岡78,720件(3.6%)の順でした。

品目別輸入届出件数をみると、最も多いのはアルコールを含む飲料193,382件(8.8%:総届出件数に対する割合)、次いで飲食器具の193,180件(8.8%)、生鮮肉類(内臓を含む)169,102件(7.7%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)161,356件(7.4%)その他の器具140,178件(6.4%)、魚類加工品100,321件(4.6%)の順でした。違反状況をみると、穀類156件(15.0%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いで水産動物加工品魚類、貝類を除く)の84件(8.1%)、魚類加工品70件(6.7%)、種実類66件(6.3%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)62件(5.9%)の順でした。

国(地域を含む)別の届出件数をみると、中国の676,475件(31.0%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで米国の241,522件(11.1%)、フランス206,054件(9.4%)、タイ144,870件(6.6%)、韓国130,562件(6.0%)、イタリア103,860件(4.8%)の順でした。違反状況をみると、中国の244件(23.4%:総違反件数に対する割合)が最も多く、次いで米国の196件(18.8%)、タイ74件(7.1%)、ベトナム69件(6.6%)、イタリア52件(5.0%)の順でした。

(果物の輸入)

果物の輸入・検査・違反の状況は下表のとおりです。

果実類の輸入届出、検査、不適合の状況

品目分類名	輸入届出件数	輸入届出重量	検査件数	違反件数
核果果実	4,509	10,703	272	1
かんきつ類果実	14,424	287,631	1,020	3
仁果果実	258	2,632	14	0
熱帯産果実	25,098	1,296,263	4,107	10
ベリー類果実	9,481	39,903	761	2
その他の果実	7,273	84,666	500	2
計	61,043	1,721,797	6,674	18

果実類の輸入届出件数は61,043件で昨年より6.3%減少しました。輸入届出重量も1,721,797トンで6.0%の減少でした。検査件数は6,674件で1.1%減少し、違反件数は18件と5件減少しました。

種類別にみると仁果果実の届出件数以外は全て減少しました。また、輸入届出重量についても、ベリー類果実、その他の果実以外は減少となりました。違反件数は、ベリー類果実、その他の果実が各3件減少しました。

国別に輸入件数をみますと、核果果実、かんきつ類、ベリー類は米国からの輸入が最も多く、仁果類はニュージーランド、熱帯果実はフィリピン、その他の果実は中国がそれぞれ第1位の輸入国となっています。違反の状況は核果果実ではセルビア、かんきつ類ではオーストラリアに見られ、熱帯果実の違反はメキシコに多くみられました。ベリー類の違反はチリ、その他の果実類の違反は中国から輸入されたものです。

果物の対日輸出(重量ベース)において第1位を占める国は、フィリピン(熱帯産果実)、エクアドル(熱帯産果実)でした。南アフリカ(かんきつ類)はどうもろこしに次第2位で、第2位を占める国はニュージーランド(熱帯産果実)、イスラエル(かんきつ類)、セルビア(ベリー類果実)、ペルー(熱帯産果実)、コロンビア(熱帯産果実)でしたが、米国の果物は上位にはありませんでした。

3. 資料の入手

平成25年度「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」、「輸入食品監視統計」は厚生労働省のホームページの「分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 輸入食品監視業務 > 監視指導・統計情報」に掲載されています。

輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054520.html>

輸入食品監視統計

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/H25kanshitoukei.pdf>

催事予定 / 日青協

今からでも間に合う食品事業者表示

農林水産省は表示に関する技術講座を全国各地で開催しています。参加を希望する方は、以下のURLの内容に従って直接申し込んでください。(先着順受付、無料)

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kouza.html

国立健康・栄養研究所の一般公開

10月26日(日)に国立・健康栄養研究所の一般公開が行われます。健康と栄養について盛りだくさんの企画があります。入場無料、事前申し込み不要です。詳しくは、以下のURLを参照してください。

<http://www0.nih.go.jp/eiken/info/pdf/openhouse2014.pdf>

生鮮農産物の不適正表示に対する措置 / 農林水産省

農林水産省は、豊通食料 株式会社及び株式会社 ユー・ビー・アイが、外国産農産物等に事実と異なる原産地を表示し、一般消費者向け及び業務用生鮮食品として販売していたことを確認しました。

このため、本日、豊通食料 株式会社及び株式会社 ユー・ビー・アイに対し、JAS法に基づき、表示の是正について指示を行いました。

詳細については、以下のURLで内容を確認してください。

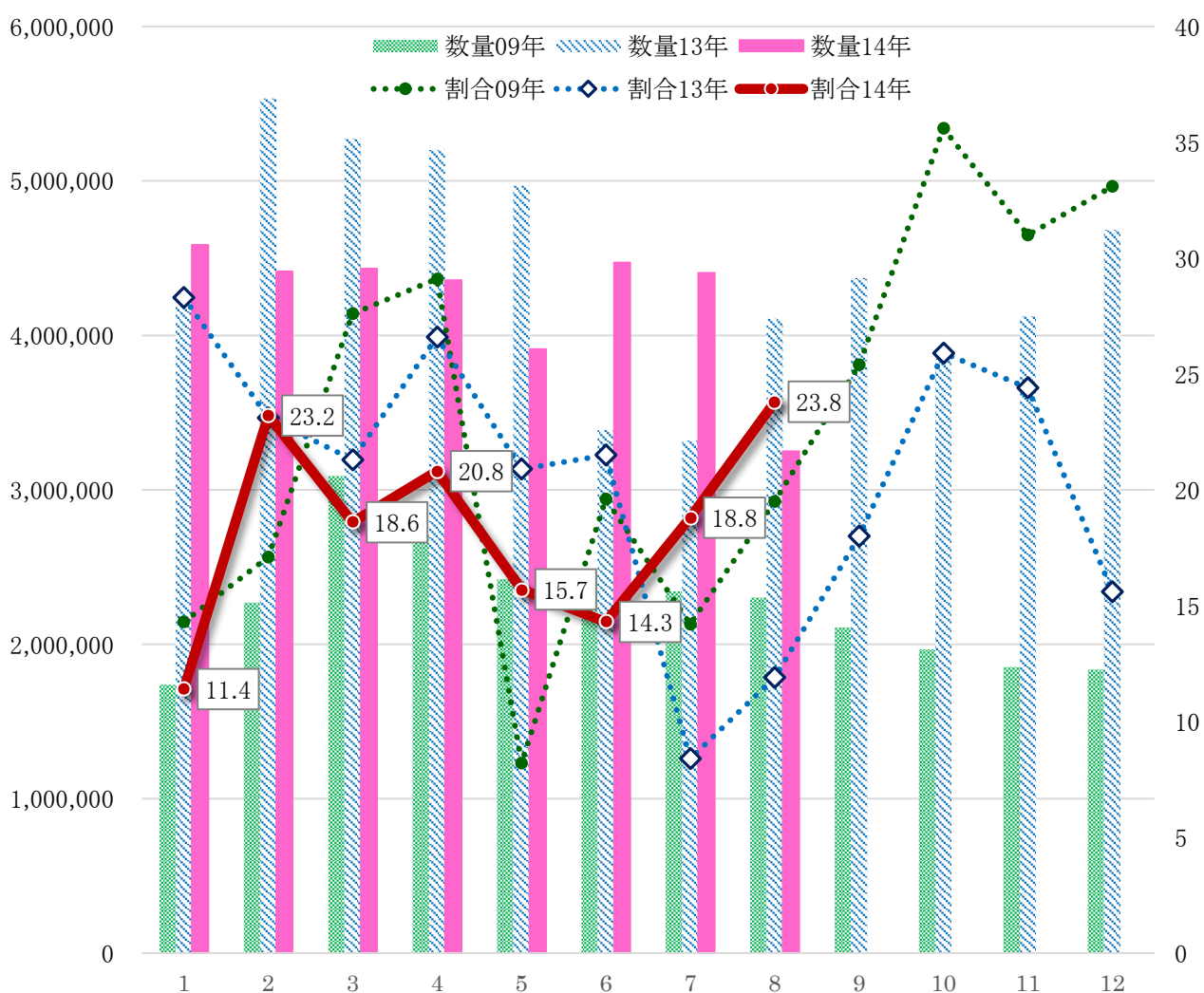
<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/140819.html>

メキシコ産アボカドの輸入状況 / 日青協

6-7月は前年を上回る輸入数量

資料:植物検疫統計(2009、2013年との月別比較)

輸入数量 kg、消毒割合%



パキスタンマンゴーの試食会 / パキスタン大使館

8月27日(水)12時からパキスタン大使館主催で、パキスタンマンゴーの試食会が同大使館イベントホールで開催された。パキスタンマンゴー(チョウサ種)を始め、マンゴーを使用したアイスクリーム等のデザートやサラダ等の試食会が行われた。昨年のパキスタンマンゴーの輸入は2.6トン程度で、ミバエ類殺虫のため現地で蒸熱処理後輸入されている。 資料:植物検疫統計 単位 kg

年\国	メキシコ	フィリピン	タイ	台湾	ペルー	ドミニカ	
2014(8月まで)	2,823,972	1,098,470	1,062,349	760,112	499,406	138,275	
2013	3,521,762	1,762,757	1,356,794	808,995	548,721	24,012	
年\国	ブラジル	豪州	インド	米国	パキスタン	マレーシア	合計
2014(8月まで)	29,028	22,292	4,856	2,348	425		6,441,533
2013	427,853	62,372	4	126,127	2,649	2,608	8,644,654

